

令和4年度第1回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 令和4年7月28日(木) 18:00～20:00
- 2 場 所 高知県庁 正庁ホール
- 3 参加者 委 員 笹岡委員、杉原委員、橋本委員、岡谷委員、北川委員、吉野委員、
福田委員、山崎正雄委員、森田委員、藤枝委員、山崎雄一郎委員、
久万委員、福留委員、徳弘委員、野々宮委員、井上委員
事務局 子ども・福祉政策部 山地部長
〃 田村副部長
障害福祉課 西野課長
子育て支援課 泉課長
子ども家庭課 谷脇課長
幼保支援課 田中課長
中央児童相談所 森所長
子ども家庭課 公文課長補佐

4 委員長・副委員長の選任について

立候補・推薦ともになかったため、委員長については岡谷委員、副委員長については井上委員が就任する事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

5 審議事項

(1) 各委員の所属部会について

各部会の構成委員及び各委員会の構成委員は、事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

(2) 各部会の部会長及び副部会長について

各部会の部会長及び副部会長並びに各委員会の委員長及び副委員長は、事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

(3) 高知県児童福祉審議会運営規程の一部改正について

高知県児童福祉審議会運営規程の一部改正について、事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

(4) 被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正について

国の被措置児童等虐待対応ガイドラインの一部改正に伴い、高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインを一部改正する必要があるため、審議会で諮りたい旨及びその審議にあたっては社会的養育部会内の子ども支援専門委員会で諮りたい旨の説明が事務局よりあり、承認された。

6 報告事項

第4期日本一の健康長寿県構想 ver.3 について

報告事項について、事務局から説明した後、質疑応答を行った。

[質疑意見等要旨]

(委員)

ヤングケアラーに係る今年度の調査結果について聞きたいのがまず一点。

発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくりにおいて、「地域において発達障害児等の早期支援を行う専門職（心理職、言語聴覚士等）の養成」が令和4年度の取り組みの中にあるが、具体的にどのように専門職の養成を行うのか伺いたいのが二点目。

三点目は、子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくりにおいて、高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会』になっていると答える人の割合を令和5年度までに45.0%にするという意欲的な数値目標を掲げているが、この45.0%というのはどこから出てきた数字なのか。

(事務局)

ヤングケアラーに関する実態調査については、6月から7月に行っており、現在集計中の段階。そのため、回答について実態が把握できるのは9月の終わり頃になるかと思われる。

(事務局)

令和2年度から専門職の養成に係る取り組みを始めており、県内の臨床心理士会と言語聴覚士会にそれぞれ研修を委託し、心理士・言語聴覚士・理学療法士等の専門職が子どもの発達に乳児検診などで助言ができるよう、発達障害に係るスキルアップや発達障害の知識を一定入れてもらい、関与してもらえ人物を育成している。令和2年度・令和3年度で、心理士は58名、言語聴覚士・理学療法士は77名の方が受講している。

(委員)

新規に専門職を養成するのではなく、現在いる専門職にその分野の知識を付けてもらい、今後に活かすという理解でよいか。

(事務局)

お見込みのとおり。

(委員)

専門職の絶対数は少ないと思うので、そこを伸ばしていくことも今後検討していったほしい。

(事務局)

三点目の質問について、県のまち・ひと・しごと総合戦略において、現在、二期計画(R2～R6)に入っている段階だが、計画改定当時の令和元年に、県ではこの指標について28%となっており、国がこれに対応する項目の目標値を50%と定めていたことから、高知県においても令和6年度時点で50%を目指すこととした。日本一の健康長寿県構想の第四

期の最終年度に当たる令和5年度の目標値として45%という数字を記載している。

(委員)

こども支援専門委員会で出た意見等を反映させてくれていることが分かって嬉しく思った。子どもに対していろんな予算はたくさん使うべき。また、周りを固めて虐待を防ぐことにも力を入れないといけないが、私としては、子ども自身が立ち上がっていく力を付けることへの支援が非常に大事だと思っている。そのためには色々な相談窓口があることや、子どもの権利ノート等、いろいろな子どもの能力に応じてたくさんの種類の聞き取りができるような取り組みが大事で、そういった意見聴取を重要視した取り組みを行ってくれていることはありがたいと感じる。

どうやって子ども自身が周りの大人に相談するかということが大事。ぜひ予算をいただいて、今後もしっかりとやっていってほしい。

(事務局)

今後も相談窓口の周知や保育・教育等とも連携し、子どもたちの声を聞けるような取り組みを続けていきたい。また、周りの大人が子どもたちが上げづらい声に気づいてあげられるように今後とも関係機関とともに取り組んでいきたい。

(委員)

児童相談所が現職の警察官の配置等に取り組んでいることにも私は賛成。子どもの虐待は警察の方が的確に対応してくれると思っている。逆に保育園等はまだもう少し早く虐待に気づけないだろうか。保育所等の職員にも人権に対する意識をもっと身につけてもらって、もう少し早く児童相談所なりに繋げないだろうか。

(委員)

児童虐待をより早期に発見する仕組みを構築してもらいたいということかと思うが、児童相談所としてはどうか。

(事務局)

警察との連携についても、平成20年から全国に先駆けて全件共有を行っている。人員についても、警察から出向と派遣という形で現在2名の職員が児童相談所に配置されている。うち一人は管理職の人物であり、警察との連携も高まり、情報共有もスムーズになってきている。今後も警察のみならず、医療や法律の専門家等いろいろな方々にご協力いただきながら取り組みを進めていきたいと考えている。

委員から指摘のあった保育の分野については、私共も同様に感じる部分があるので、そういった機関や現場の保育士の方に学習や虐待に対する認識・意識を高めていただくための取り組みを行って、意識と行動をもう一段高めていただければと思っている。

(事務局)

令和2年度から警察から出向と派遣という形で現在2名の職員が児童相談所に配置されており、今後とも連携を強めていければと考えている。また、警察が虐待を認知する場合や臨場する場合も多いので、若手の職員が知識不足のまま臨場したりすることがないように、部内指導を徹底していきたいと考えている。

(委員)

私もメンタルヘルスの立場で市町村と連携して色々と支援をしている立場だが、市町村では周産期医療とメンタルヘルスが連携して支援を行っているところもある。また、SSWや児童福祉分野の保健師等と連携してやっているところ等もあるが、家庭環境が劣悪な家庭や保護者がメンタルヘルスの問題を抱えているケースなどでは、形としての連携は取れているが、それがうまく機能しない場合がある。そういった現場には精神保健福祉センターとしても介入しているし、一部の町村では医療専門職等を含めてのケース検討等も行っている。なかなか県の仕組みの中だけではカバーできない部分もあるので、保育や教育の分野とも連携し、やっていっている。

(委員)

制度の隙間に落ちていく家庭がないように、包括的・重層的な支援を掲げてやっていただいていると思うが、精神保健福祉センターも重層的な支援の一枚の層となっただけということなので、今後とも連携してやっていってほしい。

(委員)

参考資料2において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターはこども家庭センターの設置に伴い、見直しということになっているが、県の長寿県構想では子ども家庭総合支援拠点の設置市町村の数を全体の7割を目指すとなっている。その辺りについてはどういった展望を持っているか。

(事務局)

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターは、業務において連携して行う部分が多いので、今回の改正に伴い、こども家庭センターへの機能の一本化が図られているが、統括支援員の配置など人員や体制等については、まだ国の方でも検討段階の部分が多く、今後の国の動向を注視しながら検討を進めていく形になる。